

東久留米市教育委員会 殿

学校名 東久留米市立第九小学校
校長名 山本真美枝 印

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

心身ともに健全で豊かな人間の育成を目指し、学力の充実と道徳性の涵養を図り、主体的に生きていく上で必要な資質や能力の基礎などの生きる力の育成を目指す。

◎よく考える子 ○思いやりがある子 ○元気な子 ※「よく考える子」を重点とする。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

I 人権尊重の精神の涵養と健やかな心と体の育成

○ 個性を認め合う教育の涵養

・全ての教育活動を通して人権尊重の理念に基づいた取組を進めるために、人権教育全体計画を作成する。人権教育推進研修の実施やさわやか月間への取組を通して、教職員及び児童の人権に対する意識の向上を目指す。また、互いに認め合い、尊重し合う人間関係づくりや誰もが安心して生活できる環境づくりを通して、自己肯定感及び自己有用感の醸成を図る。

・いじめ対策委員会を活用し組織的な指導、支援と関係機関との緊密な連携により、いじめの早期発見を目指す。ICT研修を行い、情報モラルの推進に努め、安心安全な学校を目指す。

・不登校の解消に向け、SCや別室登校支援員、学習適応教室、SSWと共通理解を図り、慎重かつ丁寧な対応を粘り強く継続する。個別支援シートを活用し、不登校の児童・生徒一人ひとりに寄り添った指導の充実を図る。

・特別支援教室や特別支援学級、医療等の関係機関と連携を取り、合理的配慮や個に応じた指導を行う。

特別支援学校と連携し障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ副籍交流授業を行う。

○ 生涯にわたって育む健やかな体づくり

・東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果の分析による全校的な取組や体育科の授業改善により、持久力や瞬発力の向上に努め、自主的かつ恒常的に運動に親しむ態度を育成する。また、SOSの出し方に関する指導やストレスマネジメントなど、心の健康に関する指導の充実を図る。「食に関する指導の全体計画」に基づき、栄養教諭と連携し各教科等の授業の中で食育の視点を踏まえた指導を行う。

II 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成

○ 確かな学力の育成

GIGA端末を活用し、意見の交流や考えを共有することで個別最適な学びと協働的な学びとの一体的な授業改善を目指す。高学年における教科担任制を推進し、中学校での体験授業を通して系統的な指導の充実を図る。

○ 国際社会の担い手を育む教育の推進

地域と連携した体験的な学習による日本の伝統文化理解を進めるとともに、英語も含めた言語活動の充実によるコミュニケーション能力の育成を図る。

III 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり

○ 持続可能な指導体制の整備

学校評価を通して学校運営の成果や課題を明確にし、その結果を学校だよりや学校ホームページ等で公表する。学校公開、学校評価及び学校評議員会等を計画的に行い、その結果を公表し、保護者・地域と連携した教育活動の充実を図る。OJT研修を充実させ、校内外の研修を通して、人材育成を図る。

○ 質の高い教育の基盤となる環境の整備

授業におけるGIGAタブレットの日常的な活用及び家庭学習でGIGAタブレットを活用し更なる推進を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- (ア)「習熟度別ガイドライン」による習熟度学習や「学力パワーアップサポーター」による個別指導の充実、補習学習指導等により、個に応じた指導形態や指導方法を工夫し実践する。
- (イ)課題解決・探究学習を重視し、「主体的・対話的で深い学び」を充実させ、自ら考え、判断し、表現できる学習活動を意図的・計画的に実践する。
- (ウ)GIGA 端末を授業で日常的に活用し、思考や表現、コミュニケーションのための道具として使いこなせるようにすることで、各教科の学びの質を高める。
- (エ)朝学習の時間（九小タイム）の計画的運用と国語科・算数科を中心とした「東京ベーシック・ドリル」の効果的な活用により、基礎的・基本的な知識・技能の定着と指導の充実を図る。
- (オ)望ましい学習習慣を身に付けさせるために、家庭での学習課題の提示や取組を全校体制で見直し、発達段階に応じた家庭学習の定着を図る。
- (カ)手段の一つとして学校図書館の学習・調べるコンクールの参加など、言語活動の充実に努め、主体的な学びと読書活動の充実に努める。
- (キ)全校共通の学習ルールを周知徹底し、中学校とも連携を図る。
- (ク)評価項目を焦点化し、児童一人一人の学習状況や自己の成長に着目した評価を行うことで自らの成長や意欲を実感することができるようにする。

イ 特別の教科 道徳

- (ア)道徳授業地区公開講座を実施し、全学級による道徳授業公開や講師の講演を通して地域や保護者へ広報、啓発に努める。
- (イ)評価項目を焦点化し、児童一人一人の学習状況や自己の成長に着目した評価を行うことで自らの成長や意欲を実感することができるようにする。
- (ウ)問題に対して登場人物の心情を想像して考えられるよう、発問構成を工夫することで多面的、多角的に考え議論する学習活動を目指す。
- (エ)教科書及び東京都道徳教育教材集等を効果的に活用することで問題解決的な学習や体験的な活動を活かした学習を進める。

ウ 総合的な学習の時間

- (ア)教科等横断的な活動により、課題の解決に必要な知識・技能や学び方・ものの考え方を身に付け、問題を解決する能力を育てることを目的とした全体計画、年間指導計画を作成する。
- (イ)地域人材を効果的に活用した体験的な活動及び地域と連携した活動を充実させることで、明確かつ具体的な課題意識をもたせ、主体的な探究活動及び地域と関わる学習につなげる。
- (ウ)自分の考えを豊かに表現する力を育てるために学習目標の達成度を評価規準に基づいて適切に評価するとともに、身に付けた力や成果を発表する機会を設ける。
- (エ)他者と協働して課題を解決したり、言語により分析し、表現したりする活動を通して、物事を多様な観点から考察し、活用する力を養う。

エ 特別活動

- (ア)集団や社会の一員として、見方・考え方を働かせ様々な集団活動に実践的に取り組み、互いの良さや可能性を発揮しながら集団や自己の課題を解決するための資質・能力を育成する。
- (イ)日常の学校生活を充実・改善する話合いや自分たちで約束や決まりをつくって守る活動、一人一人のキャリア形成や自己実現等を学級活動でバランスよく行い、集団における人間関係を形成する力や社会性を育てる。
- (ウ)「全校集会」や「たてわり班」による異年齢集団での活動を推進し、児童が主体的に行動する態度や自治的な力を育成する。
- (エ)クラブ活動においては、共通の興味・関心をもった児童が学年を超えて集い、計画を立て役割分担し、協力して楽しく活動することで豊かな人間関係を築き、個性の伸長を図る。
- (オ)委員会活動では、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて異年齢の児童が

協力し、計画を立て役割を分担して運営することに自主的、実践的に取り組ませる。

(カ)「キャリア・パスポート」を日常的に活用し、自己のキャリア形成を見通したり、振り返ったりして自己評価を行わせる。主体的に学ぶ力の育成と自己実現につなげる。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

ア 定期的な校内研修を行い、言語活動の充実と対話的な学びの実現に向けた授業改善を行う。

イ 地域人材等の外部人材を活用し、体験的な学習の機会を多く取り入れ、問題解決的な学習及び、主体的・対話的な学習を実践することで児童が共に成長するような指導を行う。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

(ア) 児童の安心・安全な学校生活を保障するために、看護当番の徹底や生活指導夕会・全体会で情報共有により、全職員による児童理解を進め、同じ方向で指導に当たる。(リアティブ)

(イ) 安全指導日や避難訓練等安全に関する指導や定期的な安全点検を徹底し、全職員が危機管理マニュアルを携行することで、児童の安全管理に対する意識を高める。(プロアクティブ)

(ウ) 不登校の解消に向け、SC や別室登校支援員、SSW と共通理解を図り、慎重かつ丁寧な対応を粘り強く継続する。(リアティブ)

(エ) 九小いじめ防止基本方針を全職員で周知徹底し、いじめ防止対策委員会を定期的実施することで情報共有を図るとともに、いじめの未然防止、早期発見に向けた具体的な取組を行う。

(オ) いじめの早期発見と早期対応のため、児童を対象としたアンケートを年間3回実施したり、保護者への呼びかけを意図的に行ったりして校内での情報の交換・共有を定期的に行う。

(カ) 児童のかけがえのない命を守るために、自殺予防教育の一環として校内委員会、自殺予防推進委員会によるDVD教材等を活用した授業を行う。

イ 進路指導

(ア) 自分の良さや可能性に気付き、将来に希望をもって生きる力を育むために、キャリア教育全体計画に基づいた個性を伸ばす指導や支援を重視する。

(イ) 主体的に自らの生き方や、進路を選択することができるよう、基礎的・汎用的能力としての自立する力を育成し、幼・保・小・中の系統的な連携を考慮したキャリア教育を実践する。

(4) 特別支援教育

ア 特別支援教育

(ア) 特別支援教育コーディネーターとスクールカウンセラーが連携し、校内委員会の意図的、計画的な運営と特別支援教室との情報共有により、一人一人のニーズに応じた合理的配慮や見取りに即した支援を行う。

(イ) 特別支援教室さくら教室の指導の様子を定期的に広く公開し、教員や保護者、地域の理解を促進し、ユニバーサルデザインの発想で活動することを基本とする。

(ウ) 特別支援教室の巡回指導教員やスクールカウンセラーによる、教員や保護者への理解教育を継続的に行う。

イ 特別支援教室

(ア) 特別支援教室さくら教室と学級担任との連携を密にし、校内巡視や行動観察、事後の振り返り等、個に応じた適切な指導・支援を行う。

(イ) 個別に支援が必要な児童に対し、「学校生活支援シート」、「連携型個別指導計画」の活用による指導と支援の一体化を図る。さらに、保護者と連携しながら成長を促す指導を推進する。

(5) その他

(ア) 学校ホームページ、学校だより等により、地域や保護者と連携、共通理解を図り、本校の特色である食育を中心とした広報、啓発に努める。

(イ) 学校評価を活用した学校経営の改善を継続的に行うために、学校評価の実施と結果の公表及び積極的な情報発信(学校HPの活用、学校一斉公開日及び年6回以上の学校公開の実施)を行う。

(ウ) 子どもたちの安全な通学のため、「東久留米市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路点検を毎年実施し、必要に応じた対策を講じる。